川崎市有害使用済機器保管等の処理基準に係る行政指導指針

(目的)

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)ほか関係法令及び環境省作成「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」等に基づき、有害使用済機器保管等業者に対して、必要な行政指導を行うことにより、有害使用済機器の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。なお、この指針は、川崎市行政手続条例(平成7年条例第37号)第34条の趣旨に基づく行政指導指針である。

(用語の定義)

- 第2条 この指針における用語の定義は、法の例によるほか、次の各号に定めるところによる。
 - (1) ガイドライン 環境省作成の事業者向け「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」をいう。
- (2) ガイドライン等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則ほか関係法令及びガイドラインのことをいう。
- (3) 雑品スクラップ 鉄、非鉄金属・プラスチック等を含む雑多な「未解体」「未選別」 のスクラップであり、解体業者・工場や一般家庭・事業所等から使用済となって排出さ れたものをいう。
- (4)機器 機械や器械、器具の総称をいう。
- (5) 部品 機器を解体して取り出されたもので、機器の一部を構成している品をいう。
- (6) 原材料 機器や部品の資材となる素材や原料をいう。
- (7) 保管 使用済機器等の一連の処理の過程において、次の処理過程に移るまでの間、保 管・保存・管理すること。
- (8) 再生 使用済機器等を再び製品の原材料等とするため必要な操作をすることをいう。
- (9) 処分 使用済機器等を物理的、化学的又は生物学的な手段によって手段によって形態、 外観、内容等について変化させること。
- (10) 分別 処理を適正に行う等のため、機器を区分すること。
- (11)解体 保管又は処分の一環として行われるドライバーや工具を用い人力で行われる 手解体と、処分として位置付けられる施設を用いる解体をいう。

(保管場所の要件)

- 第3条 保管場所についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 事業者は、ヤード内において有害使用済機器を適正に保管するために囲いを設け、保管場所を明確化すること。
 - (2) 事業者は、有害使用済機器の取扱いについて関係者以外にもわかるよう、ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示板を設けること。設置する掲示板の寸法は縦60~c~m×横 6~0~c~m以上とすること。
 - (3) 有害使用済機器の保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(保管高さの要件)

第4条 有害使用済機器の保管の高さについては、ガイドライン等の基準によること。

(土壌・地下水汚染防止)

- 第5条 有害使用済機器の保管に際し、発生しうる汚水や土壌・地下水汚染防止のために講ずるべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1)保管に際し容器を用いる場合、液体が漏洩しない容器を用いて保管を行うこと。また、 容器を破損させないように、容器の耐久性を無視した積み上げをしないようにすること。 また、取扱いに当たっては容器を破損させないよう留意すること。
 - (2) 保管に際し容器を用いない場合は、床面を不浸透性の床とし、ヤードの雨水・汚水を 有効に集水できるように床面の勾配の設定や側溝を設けるなどの措置を講ずること。床 面へのコンクリート敷設等を講ずる場合は、雨水・汚水が土壌に浸透しないよう隙間を 生じないようにすること。また、有害使用済機器を含む雑品スクラップの底面や、重機・ 車両等の荷重がかかる箇所は、破損を防ぐため、鉄板等を敷設する等の措置をすること。
 - (3)油を含む汚水が発生する場合は、保管ヤード外への流出防止及び保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集水する箇所に油水分離槽等を設置すること。排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、雨水・汚水が排水溝に集水されるよう、排水勾配を確保すること。

また、油水分離槽を利用する場合は、流入する汚水を処理することができるよう十分な容量を確保すること。

(4) 建屋などの屋根付きの施設や屋内で保管する場合においても、有害使用済機器に含まれる有害物質等が流出しないよう措置を講ずること。

(有害使用済機器等の飛散・流出防止)

- 第6条 有害使用済機器等の保管及び処分に際し、発生しうる飛散・流出防止のために講ず るべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) できる限りカゴやフレキシブルコンテナ等の容器による保管をすること。
 - (2) 屋外で容器を用いないで保管する場合など、風等により有害使用済機器及びその一部 が飛散・流出するおそれがある場合は、フェンスを設けるなど必要な措置を講ずること。
 - (3) ヤード内での重機等の稼働、運搬等の作業に際しても飛散・流出しないようにすること。

(騒音・振動等の防止)

- 第7条 有害使用済機器の保管及び処分に際し、発生しうる騒音・振動等の防止のために講ずるべき措置についてはガイドライン等や川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 周辺に住居等がある場合には、有害使用済機器の保管等の事業の実施に当たって、車両や重機の稼働等の騒音や振動により、生活環境に影響を及ぼすことのないようにすること。学校や病院など静穏な環境が必要とされる施設が周辺に立地している場合には、特に留意すること。また、夜間は、周辺の環境音等が小さくなるため、相対的に事業による騒音・振動の影響が大きくなることのないように留意すること。

(2) 騒音・振動の対策として、「極力低騒音型の小型の車両、重機を用いる」、「夜間営業を行わない」等により周辺住民の生活環境に支障が生じないような措置を講ずること。

(火災及び延焼の防止)

- 第8条 有害使用済機器の保管及び処分に際し、火災及び延焼の防止のために講ずるべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別すること。そのため運搬時においても、有害使用済機器とその他のものが分別可能な状態で積載し、搬送すること。
 - (2) 有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と 分別して保管すること。
 - (3) 火災の原因となる油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で保管すること。
 - (4) 消火活動の円滑化の観点から、できる限り各ヤード内に消火器等を設置すること。

(有害使用済機器の処分)

- 第9条 有害使用済機器の処分に際し講ずるべき措置については本指針第6条から第8条及 びガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) 処分を行う場合は次の措置等を講じることで、有害使用済機器及びその一部の飛散及 び流出防止、騒音、振動、悪臭等の防止、周辺の生活環境保全上支障がないようにする こと。住宅地などの周辺に立地している場合には特に留意すること。
 - ア 飛散防止の観点から建屋内での処理を行うこと。
 - イ 油や液体を含む機器を処理する場合はあらかじめ油や液体を除去する、又は処分を 行う場所の不浸透対策等の措置を講ずること。
 - ウ 騒音・振動対策の観点からは住居から可能な限り隔離、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、設置面に振動防止装置を設ける等の措置を講ずること。
 - エ 夜間の操業を慎む等、処分を行う時間等にも留意すること。
 - (2) リチウムイオン電池など破砕や圧縮等により発火するおそれがあるものや、発火した際に延焼する恐れの高い油等が含まれているため処理に適さないもの、蛍光管・電池等、処分により有害物質の飛散・流出の恐れがあるものを除去できるような措置を講ずること。有害使用済機器の中に処理工程に適さないものが含まれていないか連続的に監視できるようカメラを設置する、又は目視で確認する等の必要な措置を講ずること。
 - (3) 破砕に伴う高熱化による火災・爆発、破砕後の高熱状態の機器からの火災等の対策のため、初期対応として消火器を備えつける、事前に発火性・引火性の高い部品(電池、バッテリー等)を除去する、散水等を行う、防爆装置を導入する等、これらに応じた措置を講ずること。
 - (4) 破砕後高温状態となった破砕物は選別保管をする等、火災が起こらないように注意すること。破砕により発生した金属の欠片や金属粉が雨水や湿気と反応し、発熱及び水素等の可燃性気体の発生・着火による火災が起こらないように注意すること。特にコンテナ等の密閉空間では火災の危険性が高まるため、破砕機の清掃や大量保管をしない等の措置をとること。

(有害性・発火性が高い物質を含む機器)

- 第10条 有害性・発火性が高い物質を含む機器に関して講ずるべき措置についてはガイドライン等によるほか、次のとおりとする。
 - (1) エアコン、冷蔵庫・冷凍庫や一部洗濯機に含まれる冷媒及び断熱材には、フロン類が含まれているため、適切に回収・破壊すること。
 - (2) エアコンや冷蔵庫・冷凍庫及びその他小型電子機器等に含まれるコンプレッサー・モーターには、油が含まれているため、油の飛散・流出防止措置の観点から選別保管をすること。
 - (3) ブラウン管テレビ、プラズマテレビ及び製造年が古い機器のプリント基板には鉛が含まれているため、鉛の飛散・流出を防止するため、適正に解体・分離・処分すること。
 - (4) 液晶テレビやノートパソコン、パソコンモニター等に含まれる蛍光管には、水銀が含まれているため、破損等を防ぐよう専用容器に保管する等取扱いに留意すること。
 - (5) 液晶テレビやノートパソコン、パソコンモニター、ポータブル DVD プレイヤー、ポータブルゲーム機に含まれる液晶パネルに、ヒ素やアンチモンが含まれているものは、 適正に解体・分離・処分すること。
 - (6) ノートパソコンやデジタルカメラ、ポータブル DVD プレイヤー、ポータブルゲーム 機に含まれるリチウムイオン電池等には、発火性液体が含まれているため、腐食による 液漏れ防止のため、容器で保管する等の取扱いに留意すること。
 - (7) プリンターに含まれるトナー類には、粉じんが含まれているため、何らかの発火源により粉じん爆発を起こすことがないように機器から取り出して分別保管を行うこと。また、カートリッジからの粉じんの飛散を防ぐ措置を行うこと。
 - (8) その他小型電子機器等に含まれる電池類には、鉛、カドミウム、水銀、酸、発火性液体が含まれているため、腐食による液漏れを防ぐよう、容器で保管する等取扱いに留意すること。

(帳簿)

第11条 有害使用済機器保管等業者の備えるべき帳簿の取扱いについては、ガイドライン 等によること。

(届出事項)

第12条 有害使用済機器保管等に関する届出手続についてはガイドライン等によること。 また、事業場に関しては、敷地が道路等で分割している場合についても、一つの事務所 で2カ所のヤードの管理を行っている場合など一体的な管理がなされている場合は、一 つの事業場とみなす。

(部品、原材料の取扱い)

- 第13条 部品、原材料についてはガイドライン等によるほか、できる限り次のとおりとすること。
 - (1) 有害使用済機器には該当しない、有害使用済機器を解体し取り出された部品について も、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない容器を用いた保管、風雨にさらされないよ う屋内での保管など、生活環境上の支障が生じないような取扱いをすること。
 - (2) 有害使用済機器に該当しない、有害使用済機器を処理された原材料についても、処理 過程においては環境保全の観点からも、分別保管や容器を用いた保管などの取扱いをす

る等、保管及び処分の基準を遵守すること。

(3) 原材料や部品等の保管場所についても有害使用済機器同様に明確にすること。

(有害使用済機器指定対象外の機器等の取扱い)

- 第14条 有害物質を含む機器や発火性・引火性を有する物質を含む指定対象外機器についてはガイドライン等によるほか、できる限り次のとおりとすること。
 - (1)給湯器は鉛が含まれており、土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。また、内部に可燃性の気体が含まれている可能性があり、火災防止の観点から分別保管すること。
 - (2)配電盤は鉛が含まれており、土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。
 - (3) 無停電電源装置 (UPS) は鉛や酸が含まれる鉛バッテリーを内蔵しているため、腐食による液漏れ防止のため、容器で保管する等取扱いに留意すること。
 - (4)産業系・工業系機器等は油や鉛が含まれるため、土壌・地下水汚染防止の観点から、不 浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。また、内部に残る可燃性液 体への引火による火災の発生のおそれがあることから、機器からの取り出しや分別保管 を行うこと。
 - (5) 農機具、オートバイ等は油や油脂類が含まれるため、土壌・地下水汚染防止の観点から、不浸透性の床、油水分離槽等の設置などの措置を講ずること。また、布類等に染みこんだ油脂が酸化発熱し蓄熱による発火が想定されるため、火災防止の観点から機器からの取り出しや分別保管を行うこと。
 - (6)金属スクラップ等の保管に当たっても、飛散・流出の可能性があり、また、火災発生源の可能性がある物品の混入の可能性があることから、有害使用済機器と同様の最大高さ以下とすることや保管単位を200㎡以下とし、バッテリー等の回収、適正処理など、有害使用済機器と同等の管理を行うこと。

附則

(施行期日)

第1条 この指針は、平成31年3月5日から施行する。